

様式 4

南相馬市監査委員公表第 4 号

令和 3 年 2 月 2 6 日付け南相馬市監査委員公表第 3 号で公表した監査結果報告について、地方自治法第 1 9 9 条第 1 4 項の規定に基づき南相馬市長から令和 3 年 4 月 9 日付け 3 財第 9 4 9 号により措置の通知があったので、同項の規定により次のとおり公表します。

令和 3 年 4 月 2 8 日

南相馬市監査委員 小 澤 政 光

南相馬市監査委員 鈴 木 昌 一

監査結果に係る対応状況報告書

長寿福祉課	
監査結果 (指摘事項)	改善措置
<p>令和2年度敬老祝金の支給に遅延があったもの</p> <p>市では、毎年77歳と88歳になられる市民に敬老の意を表し、その福祉の増進を図ることを目的として、敬老祝金を支給しています。支給時期は、市敬老祝金条例により9月に支給することと定められていますが、令和2年度の実績については遅延が生じていました。これは、対象者に口座振り込みをする際の事務手続に不備があり、9月中に支払うことができなかったものです。</p> <p>今後は、条例に基づき、事務を進めるためのスケジュール確認と進行管理を徹底し、定められた期限内に支給ができるよう適切な事務処理を行ってください。</p>	<p>敬老祝金の支給については、条例で9月中の支給を行うこととされておりますが、対象者数が多く、事務処理に一定の時間を要することから、今後は、対象者への通知について例年9月初めに行っていたところを前倒しすることで時間的な余裕を設けるほか、小高区及び鹿島区の市民総合サービス課や会計課等の関係各課と支給に係るスケジュール等の調整を行い、作業の工程表を作成し、係全体で進行を管理して事務処理を行っていくことといたしました。</p>